

鳥取県告示第424号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成23年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

勝見地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱14号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市気高町勝見字東山崎668-9	1号
鳥取市気高町勝見字東山崎666-10地先	2号
鳥取市気高町勝見字山ノ上717	3号
鳥取市気高町勝見字山ノ上720	4号
鳥取市気高町勝見字乗御前818	5号
鳥取市気高町勝見字乗御前822-1	6号
鳥取市気高町勝見字乗御前601	7号
鳥取市気高町勝見字大畑ケ802-1	8号
鳥取市気高町勝見字家向530	9号
鳥取市気高町勝見字乗御前568-2	10号
鳥取市気高町勝見字乗御前577	11号
鳥取市気高町勝見字乗御前口608-2	12号
鳥取市気高町勝見字西山崎645-20	13号
鳥取市気高町勝見字東山崎665-8	14号